

11月30日から労災保険の特別加入 申請等の様式が変わります！

厚生労働省では、平成25年11月30日から、労災保険の特別加入の申請書などの処理方法を機械で読み取る方式（OCR方式※）に変更します。これは、申請・変更・脱退などの手続き事務の効率化・迅速化を図るために導入するものです。

これに伴い、申請などを行う際の様式が新しくなります。新様式は、必須項目を書く欄を追加して記入漏れを防いだり、1枚だけ提出すれば済むよう複写式を改めたり、といった改善を図っています。

新様式での申請の受付は11月30日からです。11月29日までは新様式での受付は行いませんので、ご注意ください。

※手書き文字を光学式文字読取装置（OCR装置）で読み取る方式

【新様式のポイント】

■ インターネットを使って、いつでも入手できます

これまでは労働局、労働基準監督署に取りに行っていた申請書類などをインターネットで手軽にダウンロード、出力することができます。いつでも必要な時に入手することができ、時間や手間を省くことができます。

■ 記入項目を分かりやすくしました

「労働者の所定の始業及び終業の時刻」など、これまでは記入例を見ながら書いていた項目も、はじめから記入欄を設けてあるので、迷わず記入できます。記入漏れがなくなり、書き直し・再提出などの作業が減ります。

■ 提出枚数が1枚になりました

これまでの複写式の様式ではなく、プリントアウトしたものに直接記入して、そのまま提出することができるようになります。

■ 海外派遣者の申請書・変更届に「派遣予定期間」の記載が不要になりました

これまでは、派遣期間が変更になる都度、変更届を提出する必要がありましたが、新様式では、「派遣予定期間」を記入しなくてよくなるため、派遣予定期間に変更があった場合でも、変更届の提出は不要になります。

（特別加入者が帰国した場合などは、これまでどおり、脱退手続きのための変更届などの提出が必要）

新様式ダウンロードページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/>

厚生労働省トップページ> 政策について> 分野別の政策一覧> 雇用・労働> 労働基準
> 労災補償> 労災保険給付関係請求書等ダウンロード



新様式（インターネットで入手できる様式）

- ◆特別加入申請書（中小事業主等）【様式第34号の7】
- ◆特別加入申請書（一人親方等）【様式第34号の10】
- ◆特別加入申請書（海外派遣者）【様式第34号の11】

- ◆特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）【様式第34号の8】
- ◆特別加入に関する変更届（海外派遣者）【様式第34号の12】

- ◆特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等）【様式第34号の8】
- ◆特別加入脱退申請書（海外派遣者）【様式第34号の12】

- ◆給付基礎日額変更申請書（特別加入）【特様式第2号】
- ◆海外派遣に関する報告書【特様式第5号】

特別加入申請書（中小事業主等）
【様式第34号の7】

■様式第34号の7(前)

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (中小事業主等)

申請番号: 342000

① 労働者災害補償保険 特別加入申請書

② 事業主の氏名 (法人その他の団体であるときはその名称)

③ 事業主の住所

④ 特別加入予定者

フリガナ	氏名	生年月日	性別	職業	労働者災害補償保険 特別加入の有無	加入の有無	加入の理由	加入の期間	加入の条件	加入の届出日	加入の有効日	加入の有効期限
フリガナ	氏名	生年月日	性別	職業	労働者災害補償保険 特別加入の有無	加入の有無	加入の理由	加入の期間	加入の条件	加入の届出日	加入の有効日	加入の有効期限

⑤ 労働基準事務組合の届出

⑥ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して14日以内)

特別加入申請書（海外派遣者）
【様式第34号の11】

■様式第34号の11(前)

労働者災害補償保険 特別加入申請書 (海外派遣者)

申請番号: 342011

① 労働者災害補償保険 特別加入申請書

② 事業主の氏名 (事業主が法人その他の団体であるときはその名称)

③ 事業主の住所

④ 特別加入予定者

フリガナ	氏名	生年月日	性別	職業	労働者災害補償保険 特別加入の有無	加入の有無	加入の理由	加入の期間	加入の条件	加入の届出日	加入の有効日	加入の有効期限
フリガナ	氏名	生年月日	性別	職業	労働者災害補償保険 特別加入の有無	加入の有無	加入の理由	加入の期間	加入の条件	加入の届出日	加入の有効日	加入の有効期限

⑤ 労働基準事務組合の届出

⑥ 特別加入を希望する日 (申請日の翌日から起算して14日以内)

【様式変更についてのQ & A】

Q：いままでの様式は使えなくなるのですか？

A：いままでの様式に、特別加入予定者の生年月日、氏名・フリガナ、労働保険番号、除染作業の有無、派遣先国などを補って、新様式と同じ項目を記載すれば、使用できます。

Q：新様式の記載方法が分からないのですか？

A：インターネットや労働局、労働基準監督署にあるパンフレット「特別加入のしおり」に記載例を掲載していますので、ご覧ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/kanyu.html>)

Q：新様式はインターネットでしか入手できないのですか？

A：最寄りの労働局や労働基準監督署でも入手できます。

Q：11月30日より前に、新様式で申請できますか？

A：11月29日までは新様式での受付は行っていませんので、ご注意ください。